

# 骨子案に対する意見

1 初動対応(発災～3日)			
(1)	板橋区業務継続計画では、発災後3日以内に幹事長会を開催する事となっています。発災後3日以内に開催する幹事長会において、下記項目以外に検討すべき議題があれば、記入してください。		
	骨子に対する意見	ガイドライン	意見に対する考え方
	・被害状況について (議員の安否確認と所在の確認)	P9	議員に関する安否や所在の確認結果以外に、区内の被害状況について、幹事長会の議題にする。
	・発災後の会議運営方法について (柔軟に対応すべき)	P9	指摘のとおり柔軟に決められるようにすべきと考える。ガイドラインでは基本となる行動指針を示す。
	・災害対策本部への要望方法のルール徹底 (個人の議員がむやみに連絡をしないように)	P2 P16・17	会派及び議員からの区本部への要望及び提言は、議会災害対策会議を窓口として行う。議員から区本部への情報提供については、区本部が使用している「情報通信伝票」を用いる。
	・発災時における各会派の代表者の選定	P22	基本的には幹事長としたい。なお、代理者については議会全体で選定のルールを決めるのではなく、会派ごとに災害時における代理者の選定について、予めルールを決めておいていただきたい。
(2)	初動対応(発災～3日)において、幹事長会の開催以外にガイドラインに盛り込むべき内容があれば記入してください。		
	骨子に対する意見	ガイドライン	意見に対する考え方
	首都直下型地震が発生した場合、震度5弱以下・以上での初動対応が、議員は変わってくる。また、地震以外(水害など)が発災した場合、本会議・委員会中の場合や、家族の安否状況・被害状況によって議員一人ひとりが考えるはずである。	P6～13	発災直後の初動対応について、①会議(本会議・委員会)中、②会議時間外、③視察等区外の3つに場面を分けて、基本的な行動指針を示す。
	災害の大きさにもよるが、3日以内に幹事長会を開催する事が可能なのか。(何らかの通信手段で、情報伝達・交換のみでいいのではないか)	P10～12	指摘のとおり、被害状況によっては開催できない場合もあると考える。そのため、議長が被害状況等を勘案した上で、幹事長会開催の要否を判断し、その結果を各会派幹事長に連絡する。また、議会のICT化の検討結果によっては、ビジネスチャットアプリ等の通信手段の活用も検討していく。
	消防団員として活動する議員もいるため、発災から72時間は災害対応にあたるのがよい。	P2	議会災害対策会議の運営を行う議長・副議長は参集することを基本とするが、その他の議員は、幹事長会出席のため参集する場合を除き、初動対応(72時間以内)では、基本的には地域での救援活動を優先していただく。
	安否確認の手段は、多角的に実施すべき。 (例:PCメール・FAX・LINE)	P4	安否確認システム以外に、災害用伝言ダイヤル・伝言板のほか、議会のICT化の検討結果によっては、LINE等のSNSの活用も検討していく。
	【会議中】 自身の身の安全の確保・家族の安全確保に努めたうえで地元に戻る場合も想定すべき。幹事長会の出席が不可能な場合は、副幹事長が代行できるようにするなど対応すべき。	P22	代理者については、議会全体で選定のルールを決めるのではなく、会派ごとに災害時における代理者の選定について、予めルールを決めておいていただきたい。
	【会議時間外】 議員・家族の安全確保が最優先。そのうえで、近隣・地域の災害状況を確認し、議会に参集する。可能な限り、貸与されている防災服・保安帽を着用し、議会へ参集する。発災後、3日以内の幹事長会に幹事長が参集できない場合は、副幹事長で対応する。議会災害対策会議が設置された後は、区議会事務局と連携し、区災害対策本部との連携を密にする。	P4 P10	いただいた意見を反映し、行動指針を作成した。
	【視察等区外】 地元に戻ることを最優先、家族の安全を確保し、議会に直接参集するのではなく、帰宅してから地域の状況を確認し、可能な限り貸与されている防災服・保安帽を着用し参集する。	P4 P11～13	いただいた意見を反映し、行動指針を作成した。

## 2 中期(3日～7日)

(1)	<p>①発災時に収集する災害情報は、議員が収集する情報も、区災害対策本部が収集する項目に合わせ、効率的に収集すべきと考えます。この事について、ご意見があれば記入して下さい。</p> <p>②板橋区議会災害対応方針及び板橋区議会災害対策会議の所管事項では、以下2点の情報発信・提供を、議会・議員の役割としています。</p> <p>(ア) 区本部から提供される災害情報を区民に発信する手段</p> <p>(イ) 地域で収集した災害情報を区に発信する手段</p> <p>(ア)・(イ)の2点について、災害情報をどのように発信すべきか、意見があれば記入して下さい。</p>																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>骨子に対する意見</th> <th>ガイドライン</th> <th>意見に対する考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 議員個人が区本部へ直接案件を持ち込まないようルールを守る。</td> <td>P2 P16・17</td> <td>会派及び議員からの区本部への要望及び提言は、議会災害対策会議を窓口として行う。議員から区本部への情報提供については、区本部が使用している「情報通信伝票」を用いる。</td> </tr> <tr> <td>① 日頃より収集する項目を整理し、見える化しておく。</td> <td>P17</td> <td>議員から区本部への情報提供については、区本部が使用している「情報通信伝票」を用いる。</td> </tr> <tr> <td>①⇒② (ア) CB地域センター管内に設置される住民防災組織との連携を確認すべき。</td> <td></td> <td>【危機管理室への確認】 区本部から提供される災害情報を区民に発信するにあたって、住民防災組織との連携を確認する。</td> </tr> <tr> <td>①⇒② (ア) 議員は地元に戻り、地域に設置される住民防災組織に入ってもよいのか。</td> <td>P15</td> <td>中期(3日～7日)において、災害情報の収集や区民の声を吸い上げるため、議長が割振った避難所を巡回していただく。巡回に当たっては、一議員が複数の避難所を担当し、議員数以上にある避難所を手分けして巡回するため、住民防災組織に入り、活動することは困難と考える。</td> </tr> <tr> <td>②(ア) □次災害が起こり得る場合、電話回線が使用できれば避難所毎に情報発信を行う。</td> <td></td> <td>二次災害が起こり得る場合において、議会が独自に情報発信をすることを予め決めておくことは困難と考える。人命を第一に考え、状況に応じた判断を行うことが適切と考える。</td> </tr> <tr> <td>②(ア) 区本部の情報は、ポータルなどの情報ページに集約し、議員はこのページを区民に周知する。</td> <td>P15</td> <td>区民向けの情報を確認する手段として、区公式のホームページやツイッターを活用することは有効と考える。一方で、議員と区議会事務局(議会災害対策会議の庶務を担う)との連絡については、複数の伝達手段を準備し、活用可能な手段で伝達する。</td> </tr> <tr> <td>②(ア) 区議会の災害対策会議への参集は、全議員ではなく、幹事長などの会派代表で構成し、議員がどこに所在するのか把握しながら、住民防災組織と連携し、相互に情報交換を行う。</td> <td></td> <td>災害対策会議への参集については、必要に応じて議長が判断するものであり、災害対策会議として区への要望・提言を行う際は、基本的に、議長と副議長が協議して判断し、必要に応じて幹事長会の意見を聞くこととしている。 また、住民防災組織との情報交換については、中期(3日～7日)は、議員が避難所を手分けして巡回するため、避難所ごとに情報交換することは可能である。そこで収集した情報を「情報通信伝票」等を用い、予め想定しているメール等の伝達手段で区議会事務局(災害対策会議の庶務を担う)へ連絡いただく。</td> </tr> <tr> <td>②(イ) ICTを活用した情報収集の方法を取り入れるべき。</td> <td>P15</td> <td>議会のICT化の検討結果によっては、タブレットやSNS等を活用した情報収集のあり方を検討する。</td> </tr> <tr> <td>②(イ) 災害対策会議は、区災害対策本部と連携を密にし、正確な情報提供に努めるとともに、各地域に情報を発信すること。</td> <td>P15・16</td> <td>区本部と連携し、収集した情報を使用可能な伝達手段で、議員へ情報提供する。議員は、その情報を適宜、区民に伝達していただく。</td> </tr> </tbody> </table>	骨子に対する意見	ガイドライン	意見に対する考え方	① 議員個人が区本部へ直接案件を持ち込まないようルールを守る。	P2 P16・17	会派及び議員からの区本部への要望及び提言は、議会災害対策会議を窓口として行う。議員から区本部への情報提供については、区本部が使用している「情報通信伝票」を用いる。	① 日頃より収集する項目を整理し、見える化しておく。	P17	議員から区本部への情報提供については、区本部が使用している「情報通信伝票」を用いる。	①⇒② (ア) CB地域センター管内に設置される住民防災組織との連携を確認すべき。		【危機管理室への確認】 区本部から提供される災害情報を区民に発信するにあたって、住民防災組織との連携を確認する。	①⇒② (ア) 議員は地元に戻り、地域に設置される住民防災組織に入ってもよいのか。	P15	中期(3日～7日)において、災害情報の収集や区民の声を吸い上げるため、議長が割振った避難所を巡回していただく。巡回に当たっては、一議員が複数の避難所を担当し、議員数以上にある避難所を手分けして巡回するため、住民防災組織に入り、活動することは困難と考える。	②(ア) □次災害が起こり得る場合、電話回線が使用できれば避難所毎に情報発信を行う。		二次災害が起こり得る場合において、議会が独自に情報発信をすることを予め決めておくことは困難と考える。人命を第一に考え、状況に応じた判断を行うことが適切と考える。	②(ア) 区本部の情報は、ポータルなどの情報ページに集約し、議員はこのページを区民に周知する。	P15	区民向けの情報を確認する手段として、区公式のホームページやツイッターを活用することは有効と考える。一方で、議員と区議会事務局(議会災害対策会議の庶務を担う)との連絡については、複数の伝達手段を準備し、活用可能な手段で伝達する。	②(ア) 区議会の災害対策会議への参集は、全議員ではなく、幹事長などの会派代表で構成し、議員がどこに所在するのか把握しながら、住民防災組織と連携し、相互に情報交換を行う。		災害対策会議への参集については、必要に応じて議長が判断するものであり、災害対策会議として区への要望・提言を行う際は、基本的に、議長と副議長が協議して判断し、必要に応じて幹事長会の意見を聞くこととしている。 また、住民防災組織との情報交換については、中期(3日～7日)は、議員が避難所を手分けして巡回するため、避難所ごとに情報交換することは可能である。そこで収集した情報を「情報通信伝票」等を用い、予め想定しているメール等の伝達手段で区議会事務局(災害対策会議の庶務を担う)へ連絡いただく。	②(イ) ICTを活用した情報収集の方法を取り入れるべき。	P15	議会のICT化の検討結果によっては、タブレットやSNS等を活用した情報収集のあり方を検討する。	②(イ) 災害対策会議は、区災害対策本部と連携を密にし、正確な情報提供に努めるとともに、各地域に情報を発信すること。	P15・16	区本部と連携し、収集した情報を使用可能な伝達手段で、議員へ情報提供する。議員は、その情報を適宜、区民に伝達していただく。
骨子に対する意見	ガイドライン	意見に対する考え方																													
① 議員個人が区本部へ直接案件を持ち込まないようルールを守る。	P2 P16・17	会派及び議員からの区本部への要望及び提言は、議会災害対策会議を窓口として行う。議員から区本部への情報提供については、区本部が使用している「情報通信伝票」を用いる。																													
① 日頃より収集する項目を整理し、見える化しておく。	P17	議員から区本部への情報提供については、区本部が使用している「情報通信伝票」を用いる。																													
①⇒② (ア) CB地域センター管内に設置される住民防災組織との連携を確認すべき。		【危機管理室への確認】 区本部から提供される災害情報を区民に発信するにあたって、住民防災組織との連携を確認する。																													
①⇒② (ア) 議員は地元に戻り、地域に設置される住民防災組織に入ってもよいのか。	P15	中期(3日～7日)において、災害情報の収集や区民の声を吸い上げるため、議長が割振った避難所を巡回していただく。巡回に当たっては、一議員が複数の避難所を担当し、議員数以上にある避難所を手分けして巡回するため、住民防災組織に入り、活動することは困難と考える。																													
②(ア) □次災害が起こり得る場合、電話回線が使用できれば避難所毎に情報発信を行う。		二次災害が起こり得る場合において、議会が独自に情報発信をすることを予め決めておくことは困難と考える。人命を第一に考え、状況に応じた判断を行うことが適切と考える。																													
②(ア) 区本部の情報は、ポータルなどの情報ページに集約し、議員はこのページを区民に周知する。	P15	区民向けの情報を確認する手段として、区公式のホームページやツイッターを活用することは有効と考える。一方で、議員と区議会事務局(議会災害対策会議の庶務を担う)との連絡については、複数の伝達手段を準備し、活用可能な手段で伝達する。																													
②(ア) 区議会の災害対策会議への参集は、全議員ではなく、幹事長などの会派代表で構成し、議員がどこに所在するのか把握しながら、住民防災組織と連携し、相互に情報交換を行う。		災害対策会議への参集については、必要に応じて議長が判断するものであり、災害対策会議として区への要望・提言を行う際は、基本的に、議長と副議長が協議して判断し、必要に応じて幹事長会の意見を聞くこととしている。 また、住民防災組織との情報交換については、中期(3日～7日)は、議員が避難所を手分けして巡回するため、避難所ごとに情報交換することは可能である。そこで収集した情報を「情報通信伝票」等を用い、予め想定しているメール等の伝達手段で区議会事務局(災害対策会議の庶務を担う)へ連絡いただく。																													
②(イ) ICTを活用した情報収集の方法を取り入れるべき。	P15	議会のICT化の検討結果によっては、タブレットやSNS等を活用した情報収集のあり方を検討する。																													
②(イ) 災害対策会議は、区災害対策本部と連携を密にし、正確な情報提供に努めるとともに、各地域に情報を発信すること。	P15・16	区本部と連携し、収集した情報を使用可能な伝達手段で、議員へ情報提供する。議員は、その情報を適宜、区民に伝達していただく。																													
(2)	中期(3日～7日)において、検討事項①・②以外にガイドラインに盛り込むべき内容があれば記入してください。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>骨子に対する意見</th> <th>ガイドライン</th> <th>意見に対する考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所で必要な物資は異なるため、効率的に輸送すべき。</td> <td></td> <td>【危機管理室への連絡事項】 危機管理室に議会内で出された意見として伝える。</td> </tr> <tr> <td>緊急物資の要望を、ICTを活用し、定型化して行えるよう準備が必要と考える。</td> <td></td> <td>【危機管理室への連絡事項】 危機管理室に議会内で出された意見として伝える。</td> </tr> </tbody> </table>	骨子に対する意見	ガイドライン	意見に対する考え方	避難所で必要な物資は異なるため、効率的に輸送すべき。		【危機管理室への連絡事項】 危機管理室に議会内で出された意見として伝える。	緊急物資の要望を、ICTを活用し、定型化して行えるよう準備が必要と考える。		【危機管理室への連絡事項】 危機管理室に議会内で出された意見として伝える。																					
骨子に対する意見	ガイドライン	意見に対する考え方																													
避難所で必要な物資は異なるため、効率的に輸送すべき。		【危機管理室への連絡事項】 危機管理室に議会内で出された意見として伝える。																													
緊急物資の要望を、ICTを活用し、定型化して行えるよう準備が必要と考える。		【危機管理室への連絡事項】 危機管理室に議会内で出された意見として伝える。																													

### 3 長期(7日~1か月)

(1)	長期(7日~1か月)では、議会機能を早期復旧させるため、幹事長会の開催を想定しています。長期(7日~1か月)に開催する幹事長会において、下記項目以外に検討すべき議題があれば、記入して下さい。		
	骨子に対する意見	ガイドライン	意見に対する考え方
	定例会再開時期について	P16・19	議会機能の復旧については、準備活動として必要な要素や会議開催に必要な要件をガイドラインにまとめている。
	区災害対策本部に対する要望・提言事項の検討について	P4	議会災害対策会議を窓口として集められた要望及び提言については、議長及び副議長が協議した上で、優先順位を付し、区本部へ要望及び提言を行うが、必要に応じて幹事長会で検討する。
	避難所の環境について (衛生面・電源供給面などの確認)		【危機管理室への連絡事項】 危機管理室に議会内で出された意見として伝える。
(2)	長期(7日~1か月)において、幹事長会の開催以外にガイドラインに盛り込むべき内容があれば記入して下さい。		
	骨子に対する意見	ガイドライン	意見に対する考え方
	大規模災害の時には、議会機能の復旧時期に固執するのではなく、地域の復旧に議員も注力する必要がある。専決的に議会は進めてもよいのではないかと。ただし、専決の範囲はあらかじめ決めておく必要がある。	P19	予め災害時に委任する専決の範囲を決めるということは議会の議決が必要となる。なお、議会が成立しない場合は、地方自治法第179条に基づき、長の専決処分による対応がとられると考えている。

### 4 その他

(1)	① 現在実施している安否確認訓練の他に、区議会において、板橋区が被災したことを想定した「災害情報伝達訓練」を新たに実施すべきと考えています。訓練の実施方法・時期についてご意見があれば記入して下さい。 ② そのほか、実施すべき訓練があれば記入して下さい。		
	骨子に対する意見	ガイドライン	意見に対する考え方
①	議会として発災後の安否確認は、議会事務局が行っているが、夜間に発災した場合、災害時初動マニュアルの被災状況の確認3時間以内は不可能だと考える。		「板橋区災害時初動マニュアル」に対する意見。
①	「抜き打ち」で実施する。	P22	抜き打ちでの訓練についても検討していくが、混乱が起きないように注意が必要である。
①	事前告知無しで訓練実施をするべき。		
①	普段使用している、LINE等の情報手段で訓練を行ってみる。	P22	議会のICT化の検討結果によっては、LINE等を活用した訓練実施についても検討していく。
②	函会議・委員会開催中の災害訓練を実施すべき。	P22	実際の本会議や委員会の開催中に訓練を行うことは、会議録の作成等の点で、適切ではないと考える。しかし、会議の状況を再現し、訓練を行うことは大変有益な訓練であるため、今後の実施を検討する。
②	倉派控室に、議員用災害ヘルメットを常設し、避難用の靴・最低限の非常食を個人で確保すべき。	P22	非常用の備蓄食糧は職員と同一の内容と量を全議員分保管している。なお、食糧以外のヘルメットや避難用靴などの備蓄品については、区職員と同様に自主的な備蓄の範囲と考えている。
②	議場内又は庁舎内にいる際の想定訓練を行った方がよいのではないかと。エレベーターの停止、停電、スマホが使用できないなど、非常時の段階の確認や連絡体制のチェックなど。	P22	毎年実施する訓練の想定内容の参考とする。
(2)	検討事項①・②以外にガイドラインに盛り込むべき内容があれば記入して下さい。		
	骨子に対する意見	ガイドライン	意見に対する考え方
	電話回線の回復によって、ライフライン(電気・水道・ガス等)及び交通の間違った情報が拡散されることも予想される。区民へは、正しい情報を届けられるよう努めるべきである。	P15・16	【危機管理室への連絡事項】 危機管理室に議会内で出された意見として伝える。